

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第45条 当社が提供する5G等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第46条 5G契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、別表2（付加機能）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により5G等を利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第47条～第51条 (略)</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～39 (略)</p> <p><u>(ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用)</u></p> <p>40 <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、第46条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。</u></p> <p><u>(1) X i 契約若しくはX i コピキタス契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに5G契約を締結した場合における当該暦月のブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、継続して5G契約を締結していたものとみなして取り扱います。</u></p> <p><u>(2) 5G home でんわ契約については、料金表別記の規定にかかわらず、ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要しま</u></p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第45条 当社が提供する5G等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第46条 5G契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、別表2（付加機能）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により5G等を利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第47条～第51条 (略)</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～39 (略)</p>

せん。

41～51 (略)

(注) 当社は、第 51 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の 5 G サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1～4 (略)

5 プロードバンドユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
プロードバンドユニバーサルサービス料	1 契約者回線ごとに	2 円 (2.2 円)

(注 1) プロードバンドユニバーサルサービス料は、プロードバンドサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、プロードバンドユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注 2) プロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要する暦月は、1 年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

6～8 (略)

別表 1～別表 7 (略)

附 則 (令和 8 年 2 月 9 日経企第 000600003423-01 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 8 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

40～50 (略)

(注) 当社は、第 50 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の 5 G サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1～4 (略)

5～7 (略)

別表 1～別表 7 (略)

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第48条 当社が提供するX i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。)の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第49条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりX i サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、付加機能使用料及び情報料 (以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第50条～第53条 (略)</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第11章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (料金表目次) 通則 別記</p>	<p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第48条 当社が提供するX i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。)の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第49条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりX i サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料 (以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第50条～第53条 (略)</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第11章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (料金表目次) 通則 別記</p> <p><u>1 削 除</u></p> <p><u>2 手続きに関する料金</u></p> <p><u>3 電話ユニバーサルサービス料</u></p> <p><u>4 電話リレーサービス料</u></p> <p><u>5 請求書等の発行等に関する料金</u></p> <p><u>6 工事費</u></p>

通則

1～39 (略)

(ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用)

40 ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、第 49 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 5 G 契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに X i 契約又は X i コビキタス契約を締結した場合における当該暦月のブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、継続して X i 契約又は X i コビキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) X i 契約（当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限り。）及び X i コビキタス契約については、料金表別記の規定にかかわらず、ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

41～51 (略)

(注) 当社は、第 51 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の X i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1～4 (略)

5 ブロードバンドユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ブロードバンドユニバーサルサービス料	1 契約者回線ごとに	2 円 (2.2 円)

(注 1) ブロードバンドユニバーサルサービス料は、ブロードバンドサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ブロードバンドユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注 2) ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要する暦月は、1 年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

6～8 (略)

別表 1～別表 7 (略)

附 則（令和 8 年 2 月 9 日経企第 000600003423-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 8 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

7 その他のサービスに関する料金等

通則

1～39 (略)

40～50 (略)

(注) 当社は、第 50 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の X i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1～4 (略)

5～7 (略)

別表 1～別表 7 (略)

ワ イ ド ス タ ー Ⅲ 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費)</p> <p>第 38 条 当社が提供するワイドスターⅢ通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料及び請求書の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第 39 条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）については、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）については、料金表通則に規定する付加機能使用料の支払いを要します。</p> <p>ただし、別表1（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりワイドスターⅢ通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第40条～第43条 (略)</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～34 (略) (ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用)</p> <p>35 ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、第 39 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、5 G 契約又は X i 契約若しくは X i ユビキタス契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合における当該暦月のブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。</p> <p>36～44 (略) (注1) (略) (注2) 当社は、第 43 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のワイドスターⅢ通信サービス取扱所に掲示する等の方</p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費)</p> <p>第 38 条 当社が提供するワイドスターⅢ通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第 39 条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）については、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）については、料金表通則に規定する付加機能使用料の支払いを要します。</p> <p>ただし、別表1（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりワイドスターⅢ通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第40条～第43条 (略)</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～34 (略)</p> <p>35～43 (略) (注1) (略) (注2) 当社は、第 42 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のワイドスターⅢ通信サービス取扱所に掲示する等の方</p>

法により、その旨を周知します。

別記

1～4 (略)

5 ブロードバンドユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ブロードバンドユニバーサルサービス料	1 契約者回線ごとに	2 円 (2.2 円)

(注1) ブロードバンドユニバーサルサービス料は、ブロードバンドサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ブロードバンドユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲載するものとします。

6～8 (略)

別表1～別表6 (略)

附 則 (令和8年2月9日経企第000600003423-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

法により、その旨を周知します。

別記

1～4 (略)

5～7 (略)

別表1～別表6 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																								
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社又は株式会社四国中央テレビ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p>第1節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社又は株式会社四国中央テレビ	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名			<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ又は株式会社 ZTV</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p>第1節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ又は株式会社 ZTV	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名		
用 語	内 容																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社又は株式会社四国中央テレビ																								
6～31 (略)	(略)																								
種 別	事 業 者 名																								
用 語	内 容																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ又は株式会社 ZTV																								
6～31 (略)	(略)																								
種 別	事 業 者 名																								

(略)	(略)
第3-50種契約	YOU テレビ株式会社
第3-51種契約	宇都宮ケーブルテレビ株式会社
第3-52種契約	株式会社四国中央テレビ

第2節～第3節 (略)

第4章～第10章 (略)

第11章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第38条 当社が提供するI P通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ブロードバンドユニバーサルサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第39条 契約者は、提供開始日(その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日(料金表第1表(料金)に規定するプロバイダありプランを選択している場合であって、提携プロバイダ事業者がその契約者回線に係るプロバイダサービスの契約の申出を承諾したときは、当社が契約者回線の提供を開始した日及び提携プロバイダ事業者による提携サービスの提供が開始したことを当社が確認した日)とします。以下同じとします。)から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本使用料)及び第6(ブロードバンドユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間(貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第2(端末設備)に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日を含む月の翌月1日から起算して付加機能の廃止があった日を含む月の末日までの期間(提供開始日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1の2(付加機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。この場合において、契約者が料金表第1表第1(基本使用料)に規定するプロバイダありプランを選択しているときは、当社はプロバイダサービスに係る料金(以下「プロバイダ料金」といいます。)を、基本使用料に合算して請求します。

ただし、料金表第1表(料金)又は別表2(付加機能)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用停止等によりI P通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、端末設備使用料及びブロードバンドユニバーサルサービス料(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次に

(1)～(3) (略)

3～4 (略)

第39条の2～第43条 (略)

第3節～第5節 (略)

(略)	(略)
-----	-----

第2節～第3節 (略)

第4章～第10章 (略)

第11章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第38条 当社が提供するI P通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第39条 契約者は、提供開始日(その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日(料金表第1表(料金)に規定するプロバイダありプランを選択している場合であって、提携プロバイダ事業者がその契約者回線に係るプロバイダサービスの契約の申出を承諾したときは、当社が契約者回線の提供を開始した日及び提携プロバイダ事業者による提携サービスの提供が開始したことを当社が確認した日)とします。以下同じとします。)から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間(貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第2(端末設備)に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日を含む月の翌月1日から起算して付加機能の廃止があった日を含む月の末日までの期間(提供開始日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1の2(付加機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。この場合において、契約者が料金表第1表第1(基本使用料)に規定するプロバイダありプランを選択しているときは、当社はプロバイダサービスに係る料金(以下「プロバイダ料金」といいます。)を、基本使用料に合算して請求します。

ただし、料金表第1表(料金)又は別表2(付加機能)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用停止等によりI P通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及び端末設備使用料(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次に

(1)～(3) (略)

3～4 (略)

第39条の2～第43条 (略)

第3節～第5節 (略)

第12章～第15章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第1表 料金

第1 (略)

第2 端末設備使用料

1 第1種契約に係るもの

2 第2種契約に係るもの

第3～第5 (略)

第6 ブロードバンドユニバーサルサービス料

第2表～第3表 (略)

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 (略)

第2 端末設備使用料

1 第1種契約に係るもの

1 装置ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置 (ホームゲートウェイ) /東	(1) (2)以外のもの	(略)
	(2) 通信速度種別に係る品目が10GタイプのIP通信網契約に係るもの	(略)
無線LANルータ機能対応型増設装置 (無線LANカード) /東		(略)

備考

- 1 当社は、無線LANルータ機能対応型増設装置/東については、無線LANルータ機能付回線接続装置/東の貸与を受けている契約者に限り貸与します。
- 2 1のIP通信網契約につき、第1種契約者が貸与を請求することができる無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置/東及び無線LANルータ機能対応型増設装置/東の数は、当社が別に定める数以内とします。
- 3 前項の規定により、無線LANルータ機能対応型増設装置/東の貸与を受けている契約者が、無線LANルータ機能付回線接続装置/東を返還するときは、無線LANルータ機能対応型増設装置/東を合わせて返還していただきます。

第12章～第15章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第1表 料金

第1 (略)

第2 端末設備使用料

第3～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 (略)

第2 端末設備使用料

1 装置ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置 (ホームゲートウェイ)	(1) (2)以外のもの	(略)
	(2) 通信速度種別に係る品目が10GタイプのIP通信網契約に係るもの	(略)
無線LANルータ機能対応型増設装置 (無線LANカード)		(略)

備考

- 1 当社は、無線LANルータ機能対応型増設装置については、無線LANルータ機能付回線接続装置の貸与を受けている契約者に限り貸与します。
- 2 1のIP通信網契約につき、第1種契約者が貸与を請求することができる無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置及び無線LANルータ機能対応型増設装置の数は、当社が別に定める数以内とします。
- 3 前項の規定により、無線LANルータ機能対応型増設装置の貸与を受けている契約者が、無線LANルータ機能付回線接続装置を返還するときは、無線LANルータ機能対応型増設装置を合わせて返還していただきます。

2 第2種契約に係るもの

1 装置ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
無線LAN対応型ルータ機能付 回線接続装置 (ホームゲートウ エイ) / 西	(1) (2)以外のもの	300円 (330円)
	(2) 通信速度種別に係る品 目が10GタイプのIP通 信網契約に係るもの	500円 (550円)
無線LANルータ機能対応型増設装置 (無線LANカード) / 西		300円 (330円)
備考		
1 当社は、無線LANルータ機能対応型増設装置 / 西については、無線LAN型ルータ機能付回線接続装置 / 西の貸与を受けている契約者に限り貸与します。		
2 1のIP通信網契約につき、第2種契約者が貸与を請求することができる無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置 / 西及び無線LANルータ機能対応型増設装置 / 西の数は、当社が別に定める数以内とします。		
3 前項の規定により、無線LANルータ機能対応型増設装置 / 西の貸与を受けている契約者が、無線LAN型ルータ機能付回線接続装置 / 西を返還するときは、無線LANルータ機能対応型増設装置 / 西を合わせて返還していただきます。		

第3～第5 (略)

第6 ブロードバンドユニバーサルサービス料

1 適用

ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用	
(1) ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用	ア 一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結又は定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合における当該暦月のブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、継続してIP通信網契約を締結していたものとみなして取り扱います。 イ IP通信網契約の解除と同時に新たに第7条 (契約の種類) に定める他の契約種別のIP通信網契約を締結場合における当該暦月のブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、継続してIP通信網契約を締結していたものとみなして取り扱います。
(2) ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用除外	第3種契約者 (第3-1種契約、第3-2種契約、第3-3種契約、第3-4種契約、第3-5種契約、第3-7種契約、第3-9種契約、第3-12種契約、第3-14種契約、第3-15種契約、第3-16種契約、第3-18種契約、第3-19種契約、第3-20種契約、第3-24種契約、第3-25種契約、第3-26種契約、第3-29種契約、第3-33種契約、第3-34種契約、第3-35種契約、第3-36種契約、第3-38種契約及び第3-42種契約に係る者を除きます。) は、2 (料金額) の規定にかかわらず、ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ブロードバンドユニバーサルサービス料	1 契約者回線ごとに	2 円 (2.2 円)

(注1) ブロードバンドユニバーサルサービス料は、ブロードバンドサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ブロードバンドユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲載するものとします。

第2表～第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和8年2月9日経企第000600003423-01号)

(実施期日)

1 このブロードバンドユニバーサルサービス料に関する改正規定は、令和8年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和8年2月12日経企第000600003449-01号)

(実施期日)

1 この特定 C A T V 事業者に関する改正規定は令和8年3月2日から実施します。

ただし、この改正規定中、端末設備使用料に関する部分については、令和8年3月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第2表～第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則

1～18 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金

第1 (略)

第2 端末設備使用料

1 (略)

2 第2種契約に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)	(略)	(略)	
ドコモ光電話対応無線LANルーター／西	(1) (2)以外のもの	1 契約ごとに	300 円 (330 円)
	(2) 通信速度種別に係る品目が 10Gタイプの IP 通信網契約に係るもの	1 契約ごとに	500 円 (550 円)
追加無線LANカード／西	1 枚ごとに	300 円 (330 円)	
備考 (略)			

第3～第7 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1～別表6 (略)

附 則 (令和8年2月12日経企000600003449-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年3月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 IP 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

[改 正]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則

1～18 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金

第1 (略)

第2 端末設備使用料

1 (略)

2 第2種契約に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)	(略)	(略)	
ドコモ光電話対応無線LANルーター／西	1 契約ごとに	100 円 (110 円)	
追加無線LANカード／西	1 枚ごとに	100 円 (110 円)	
備考 (略)			

第3～第7 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1～別表6 (略)